資料３－１

第 52 回本部員会議資料
令和４年３月 18 日
保健福祉部
教育委員会事務局

高齢者施設及び保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る取組について

１　高齢者施設における一斉・定期的検査の実施について

県民の命を守る観点から、重症化リスクの高い方が多く入所する高齢者施設の職員に対し、次のとおり一斉・定期的検査を実施する。

（１）対象地域
県内全域（既に同様の検査事業を実施している盛岡市を除く。）

（２）対象施設
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（国からの抗原検査キットの配布状況、これまでのクラスターの発生事例、ICAT の派遣実績等を踏まえて選定）

（３）対象者
対象施設の従事者であって無症状の者（介護職員等の入所者へ直接処遇を行う従事者）

（４）実施期間
令和４年３月下旬から４月上旬

２　教育・保育施設等における一斉・定期的検査の実施について

（１）教育・保育施設においてクラスターが多数発生している状況等を踏まえ、保育所等の職員を対象に、一斉検査の実施を予定している。

ア　対象地域及び対象施設
調整中

イ　対象者
対象施設の従事者であって無症状の者

ウ　実施期間
令和４年３月下旬から４月上旬

（２）県内市町村に対して提供のあった、新型コロナウイルス感染症ＰＣＲ検査キットについて、必要に応じ、教育・保育施設の従事者等の検査に活用するよう、令和４年３月 16 日付で連絡したところ。

３　放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する取組

小学校が春季休業に入り、子ども達が放課後児童クラブや放課後子供教室で過ごす時間が増加することから、感染拡大防止のための取組を一層徹底いただくよう、令和４年３月 18 日付けで、管内市町村あて要請したところ。

（市町村）
・放課後児童クラブ等が児童の密集を回避して事業を実施できるよう、学校の教室、図書室、体育館の活用などについて、児童福祉担当部局と市町村教育委員会が連携して対応すること。

（放課後児童クラブ・放課後子供教室）
・マスクの着用、手指の消毒などの基本的な対策を徹底すること。
・感染リスクが高い活動を避けるとともに、子どもをできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形で事業を行うこと。